

# 山梨県公報

第千三百六号

平成十四年

七月二十二日

月 曜 日

## 目次

### 告示

結核予防法に基づく医療機関の指定……………三九一

土地収用事業の認定……………三九一

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………三九一

山梨県市町村職員共済組合の決算の公表……………三九二

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名等の変更の届出……………三九三

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三九三

### 企業局

山梨県企業局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定の一部改正……………三九四

## 告示

### 山梨県告示第三百六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成十四年七月二十二日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地
サンロード調剤葎崎市立病院前	葎崎市本町三丁目二千三百四十一番地十五

### 山梨県告示第三百七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。  
平成十四年七月二十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 起業者の名称  
鰍沢町
- 二 事業の種類  
(仮称)鰍沢町高齢者ふれあいセンター建設事業
- 三 起業地  
収用の部分 南巨摩郡鰍沢町大字鰍沢字林蔭地内  
使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
鰍沢町役場民生課

## 公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成十四年七月二十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあつた年月日 平成十四年七月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 富士に学ぶ会
- 2 代表者の氏名 荒井光雄
- 3 主たる事務所の所在地 富士吉田市下吉田千五百十一番地の二
- 4 定款に記載された目的  
この法人は、不特定多数の人々を対象に、自然環境の保護・保全を始め、森づくり・まちづくり活動等の調査・研究を通じ富士山及び、その周辺における環境教育・森づくり体験活動・創作活動など「自然と関わる」体験・教育活動に関する事業及びこれらの専門的な指導者の育成を行うとともに、調査研究・政策提言・実践支援を行い、人々の健全育成を図り、環境教育の発展・自然体験活動等の普及、及び、振興をもつて不特定多数の人々の利益の増進に寄与することを目的とする。

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月二十二日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十四年七月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 地域健康スポーツ支援センター
- 2 代表者の氏名 巒孝雄
- 3 主たる事務所の所在地 甲府市飯田三丁目二番四十四号
- 4 定款に記載された目的  
この法人は、山梨県民に対して、スポーツの振興に関する事業を行い、県民の健康福祉の充実に寄与することを目的とする。

● 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表

山梨県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり通知があった。

平成十四年七月二十二日

山梨県知事 天 野 建

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二条第三項の規定により、山梨県市町村職員共済組合の平成十三年度の決算を次のとおり公表する。

平成十四年七月二十二日

山梨県市町村職員共済組合  
理事長 小 沢 介 三

山梨県市町村職員共済組合公告

山梨県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成13年度決算の要旨を公告する。

平成14年7月3日  
山梨県市町村職員共済組合  
理事長 小 沢 介 三

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形	基礎年金支払
負担金	1,830,907	7,302,334	92,219	149,455					
介護分	115,822								
掛金	1,830,869	3,949,242		149,420					
介護分	115,798								
施設収入・商品売上					323,732				
基礎年金交付金		1,226,190							
利息及び配当金	7,783	889,612	209	498	111	403,466		2	
介護利息	1								
その他収入	257,987	9,634	317	43,093	1,992	12,404	288,609	121	325,396
他経理から繰入金			30,807		533,749				
前年度繰越支払準備金	349,628								
前年度繰越長期給付積立金		48,060,836							
計	4,508,795	61,437,848	123,552	342,466	859,524	415,870	288,611	121	325,396
給付金	2,205,048	7,972,455							
役員給与			78,275	38,289	35,001	15,794	21,397		
旅費・事務費			7,374	5,878	1,773	1,871	1,962		
商品仕入					9,355				
飲食材料費					62,637				
委託費			490	5,963	130,633	24	24		
支払利息					457	216,661	249,380	121	
連合会払込金	73,236	825,422					10,050		
連合会拠出金	118,276								
老人保健拠出金	1,032,002								
退職者給付拠出金	419,184								
介護納付金	237,416								
基礎年金拠出金負担金		2,647,530							
他経理へ繰入金	15,404	15,404		533,749					
その他支出	43,843	596	28,269	212,940	458,262	5,090			325,396
次年度繰越支払準備金	356,404								
次年度繰越長期給付積立金		49,976,401							
計	4,500,813	61,437,848	114,408	796,819	698,118	239,440	288,616	121	325,396
差引当期利益金	7,982	0	9,144	△454,353	161,406	176,430	△5	0	0
差引当期短期利益金	7,769								
差引当期介護利益金	213								
年度末支払準備金	356,404								
年度末長期給付積立金		49,976,401							

資産	流動資産	1,049,866	6,844,615	155,869	276,956	320,198	8,573,943	110,246	0
	固定資産		43,131,795	2,893	661	1,873,488	11,020,199	12,855,461	9,204
	繰延資産					69,471			
負債	流動負債	1,049,866	49,976,410	158,762	277,617	2,263,157	19,594,142	12,965,707	9,204
	固定負債	168,426		797	88,310	107,166	18,994,697	70	0
	負債合計	356,403		67,422	71,895	125,915	19,861	12,883,260	9,204
資本	資本金	524,829		9	68,219	160,205	23,081	19,014,558	12,883,330
	利益剰余金			500		1,372,252			9,204
	繰入金								
	資本合計	525,037	49,976,401	90,543	117,412	2,030,076	579,584	82,377	0
負債・資本合計		1,049,866	49,976,410	158,762	277,617	2,263,157	19,594,142	12,965,707	9,204

● 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名等の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年十一月二十二日まで縦覧に供する。  
 平成十四年七月二十二日

届出者の氏名又は名称及び住所  
 山梨県知事 天 野 建

氏名又は名称	住所
株式会社オギノ野寛一	甲府市丸の内一丁目十六番四号
株式会社くろがねや堀込丹	甲府市中小河原一丁目十三番十八号

- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 オギノ双葉店・くろがねや双葉店  
 所在地 北巨摩郡双葉町竜地字古氏神三千二百八十五番地
  - 2 変更した事項

変更事項	変更後の代表者の氏名
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社くろがねや 代表取締役

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	役 堀込丹
	株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹

3 変更の年月日  
 平成十四年六月一日  
 届出年月日  
 平成十四年六月十七日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
 平成十四年七月二十二日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
 山梨県知事 天 野 建  
 北都留郡上野原町八ツ沢字花柄九〇四の二、九〇九の三、二一九三の一四の一部、二一九三の二八、二一九三の四〇の一部、二一九三の四三、二一九三の四四、二一九三の四五、二一九三の四六、二一九三の四七、二一九三の四八、二一九三の四九の一部、二二三〇の二〇の一部、二二三七の二、二三八六の一部、二二九九の一部、二三〇〇、二三〇一、二三〇四、二三三四の一部、二三三八の一部、二三三九、二三三三、二三三六、二三三七、二三四〇、二三四一、二三四四の一部、二三五五の一部、二五五の七、二五六六の一部、二五六七の一部、二五六七の二、二五七三、二五七四、二五七六、二五七九、二五八〇の一部、二五八三の一部、二五九〇の一部、二五九二の一部、二五九八の一部、二六〇〇の一部、二六〇一の一部、二六〇二の一部、二六〇三の一部、二六〇四の一部、二六〇五の一部及び二六〇一の一部並びに字乙越二五二五の四及び二五二八の二
- 二 公共施設の種類の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
下緑公道 水道 道地園路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を土木部建築指導課、富士北麓・東

部地域振興局大月建設部及び上野原町に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区代々木一丁目二十四番十号 株式会社フジタ

## 企業局

### 山梨県企業局告示第二号

山梨県企業局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定（昭和六十一年山梨県企業局告示第二号）の一部を次のように改正し、平成十四年七月十五日から適用する。

平成十四年七月二十二日

山梨県公営企業管理者 篠原 洋

第二号中「やまなみ信用組合 本店、石和駅前支店、石和支店及び石和南支店」を「やまなみ信用組合 本店、石和支店及び石和南支店」に、「甲府商工信用組合」を「山梨信用金庫」に、「甲府信用金庫 本店及び笛吹支店」を「甲府信用金庫 本店、笛吹支店及び石和支店」に改める。